

社会福祉にかかる市長表彰等に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、社会福祉にかかる市長表彰及び市長感謝（以下「表彰等」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(表彰等の種類)

第2条 この要綱による表彰等は、次に掲げる区分のとおりとし、要件等については、別表によるものとする。

1. 市長表彰

- (1) 民生委員・児童委員功労者
- (2) 社会福祉事業功労者
- (3) 社会福祉施設功労者
- (4) 社会福祉施設等優良職員
- (5) ボランティア活動功労者
- (6) 障害のある自立者・自立援護功労者

2. 市長感謝

- (1) 社会福祉事業協力・援助者

(表彰等の決定等)

第3条 表彰等の決定については、表彰等の対象者の属する団体、団体にあつては、その上部団体の推薦、該当団体がない場合は、関係する主管課の課長の推薦に基づき、選考委員と関係する参考委員による協議を経て、市長が決定する。

2 同じ事項で再度、表彰等を受けることはできない。ただし受彰後10年を経過した団体については、この限りではない。

3 前条に定めるほか、市長が特に必要と認める表彰等については、その都度、第1項の手続きにより決定することができる。

(選考委員等)

第4条 選考委員は、健康福祉局長、こども支援局長、保健所長、福祉総括室長、子供支援総括室長、福祉部長、子育て支援部長、生活支援部長、子育て事業部長、保健所副所長、こども未来部長とする。

2 参考委員は、福祉総務課長、地域共生推進課長、高齢介護課長、高齢施設課長、障害福祉課長、くらし支援課長、子供支援総務課長、育成センター課長、子供家庭支援課長、保育幼稚園支援課長、発達支援課長、保健総務課担当課長（企画調整）、地域保健課長、健康増進課長、西宮市社会福祉事業団事務局長、西宮市社会福祉協議会事務局長及び地域福祉第2課長とする。

(表彰等の時期等)

第5条 表彰等の時期は、原則として当該年度内に各推薦団体が主催する総会等において実施するものとする。

付 則

この要綱は、平成5年4月1日から実施する。

この要綱は、平成6年4月1日から実施する。

この要綱は、平成9年4月1日から実施する。

この要綱は、平成11年4月1日から実施する。

この要綱は、平成12年4月1日から実施する。

この要綱は、平成13年4月1日から実施する。

この要綱は、平成14年4月1日から実施する。

この要綱は、平成16年4月1日から実施する。
この要綱は、平成17年4月1日から実施する。
この要綱は、平成18年4月1日から実施する。
この要綱は、平成19年4月1日から実施する。
この要綱は、平成20年4月1日から実施する。
この要綱は、平成21年4月1日から実施する。
この要綱は、平成22年4月1日から実施する。
この要綱は、平成23年4月1日から実施する。
この要綱は、平成24年4月1日から実施する。
この要綱は、平成25年4月1日から実施する。
この要綱は、平成26年4月1日から実施する。
この要綱は、平成26年4月17日から実施する。
この要綱は、平成27年4月1日から実施する。
この要綱は、平成28年4月1日から実施する。
この要綱は、令和2年4月1日から実施する。
この要綱は、令和4年4月1日から実施する。
この要綱は、令和5年4月1日から実施する。
この要綱は、令和6年4月1日から実施する。
この要綱は、令和7年4月1日から実施する。

別 表

区 分		要 件 等	備 考
1 市 長 表 彰	(1) 民生委員・児童委員功労者 ①優良民生委員・児童委員	現職の民生委員・児童委員であって在職期間が9年(3期)以上(11月30日現在、②③も同じ)で、特に優れた功績のあった者	
	②永年勤続民生委員・児童委員	民生委員・児童委員として在職期間が15年(5期)以上で、特に優れた功績のあった者	
	③民生委員・児童委員特別功労者	民生委員・児童委員として在職期間が20年以上で、特に優れた功績のあった者	
	(2) 社会福祉事業功労者 ①地域福祉活動功労者	地域における社会福祉事業にかかる団体の役員等として、原則として10年以上(4月1日現在以下同じ)地域福祉の向上に努め、顕著な業績のあった者	
	②老人クラブ・子供会指導者	老人クラブ、子供会の指導者として原則として10年以上これらの運営又は育成に努め、特に優れた功績のあった者	
	③留守家庭児童対策事業功労者	留守家庭児童対策事業にかかる運営委員長等の役員として10年以上運営及び健全育成に努め特に優れた功績のあった者	
	(3) 社会福祉施設功労者	民間社会福祉施設(本市が委託又は補助する法外施設を含む)を15年以上経営若しくは民間社会福祉施設の長として20年以上(職員期間を15年を限度として通算することができる)従事し、特に優れた功績のあった者	
	(4) 社会福祉施設等優良職員	民間の社会福祉施設又は事業(本市が委託又は補助する法外施設等を含む)に原則として10年以上勤務する職員等で、特に優れた功績のあった者	
	(5) ボランティア活動功労者	社会福祉施設、地域福祉事業等に対しボランティア活動等を継続して原則として5年以上行い社会福祉の増進に寄与した団体又は個人	

	区 分	要 件 等	備 考
1 市 長 表 彰	(6) 障害のある自立者・自立援護功 労者 ①障害のある自立者 ②障害のある人の自立援護 功労者	・身体に障害のある人で身体の障害の程 度が１級～４級に該当し、障害者手帳の 交付を受けて１０年以上経過した者で率 先して社会参加を進め、他の模範となる 者 ・知的障害のある人で療育手帳の交付を 受けて１０年以上経過した者で率先して 社会参加を進め、他の模範となる者 ・精神に障害のある人で精神障害者保健 福祉手帳を所持して１０年以上経過した 者で率先して社会参加を進め、他の模範 となる者 身体に障害のある人、知的障害のある人、 精神に障害のある人の自立援護に原則と して１０年以上尽力し、優れた功績のあ った者及び家庭内において障害のある人 の自立のため援助、協力の功が特に顕著 であった者	
2 市 長 感 謝	(1) 社会福祉事業協力・援助者 ①社会福祉事業協力・援助者 ②社会福祉事業貢献医師 ③社会福祉事業貢献歯科医師	社会福祉事業の推進について、永年にわ たり、特に顕著な協力・援助をした個人 又は団体 原則として１５年以上にわたり、社会福 祉施設等において入所者等の健康管理に 貢献した医師 原則として１５年以上にわたり、社会福 祉施設等において入所者等の健康管理に 貢献した歯科医師	